

答 申 書

公害防止事業に係る管理費の
事業者負担について

平成27年11月12日

姫路市環境審議会

平成27年(2015年)11月12日

姫路市長 石見利勝 様

姫路市環境審議会
会長 中瀬 勲



公害防止事業に係る管理費の事業者負担について (答申)

平成27年7月24日本審議会に諮問された 諮問第1号「公害防止事業に係る管理費の事業者負担について」に関し、慎重に審議を重ね結論を得たので次のとおり答申する。

序 文

姫路市の臨海部は工業都市として大きく発展したが、一方で企業の生産活動に伴う大気汚染なども発生し、公害防止対策としての環境整備が必要となった。そこで、昭和44年から平成13年3月にかけて、第1期から第6期に分けて臨海工業地帯とその背後の住宅地を分断するために、かつ、工場の従業員や地域住民が共同で利用できる共同福利施設として緩衝緑地が造成された。この緑地は「姫路市浜手緑地」と命名され、維持管理は昭和44年度から継続して実施されている。

浜手緑地第6期事業は、姫路市飾磨区中島東地区11.2ヘクタールについて、平成6年度から平成12年度にかけて整備されたものである。姫路市では、当該緑地の管理事業に関し、姫路市環境審議会の答申に基づき費用負担計画を定めるとともに事業者管理費の負担を求め、適正な管理事業を実施されてきた。

今般、当該緑地の平成28年度以降の管理事業に関し、姫路市長から「公害防止事業に係る管理費の事業者負担について」諮問があった。本審議会では、改めて浜手緑地を設置した目的、管理事業の基本的な考え方、樹木の生育程度及び事業者の事業活動の現況等を踏まえ慎重に審議した結果、引き続き当面は平成28年度から平成30年度までの3ヵ年について答申するのが最適と判断し、次のとおり答申する。

本 文

平成28年度から平成30年度までの3ヵ年における管理費の事業者負担については、次に記述するとおりとする。

1 公害防止事業の種類

公害防止事業費事業者負担法（以下「法」という。）第2条第2項第1号に規定する緩衝緑地の管理事業とする。

2 費用を負担させる事業者を定める基準

これまでの経緯及び造成当初の考え方を十分考慮し、法第16条に規定する中小企業者に対する配慮をも検討し、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

(1) 区域

次のア、イ、ウ、エの各線によって囲まれた区域内の工業地域及び工業専用地域に所在する工場又は事業場とする。

ア 飾磨港区臨海道路の北側と新日鐵住金株式会社広畑製鐵所旧引込線鉄道敷南側との交点と、姫路市飾磨区今在家1351番16の土地の東北の角を経て、更に埋立護岸東側の最南端を経て姫路市飾磨区細江1297番地先の埋立護岸西側の最南端を結ぶ線

イ 飾磨港区臨海道路の北側と新日鐵住金株式会社広畑製鐵所旧引込線鉄道敷南側との交点から、姫路市白浜町甲841番9の土地の東南の角を結ぶ都市計画浜手緑地帯の南端線沿いの連結線

ウ 姫路市白浜町甲841番9の土地の東南の角より中村川右岸を下流に沿い、更に妻鹿漁港東防波堤南端を経て姫路LNG基地東北の角を経て同基地東側沿い最南端を結ぶ線

エ 姫路LNG基地東側沿い最南端から同基地西南の角を経て、更に中島埠頭マイナス12メートル岸壁南端地点を経て、姫路市飾磨区細江1297番地先の埋立護岸西側の最南端を結ぶ線

(別紙図面のとおり)

(2) 業種

日本産業分類に掲げる産業のうち、次に掲げる産業のいずれかに該当する工場又は事業場とする。

ア 大分類 E 製造業

イ	中分類	33	電気業
ウ	中分類	34	ガス業
エ	中分類	47	倉庫業
オ	小分類番号	533	石油・鉱物卸売業
カ	小分類番号	534	鉄鋼製品卸売業
キ	小分類番号	535	非鉄金属卸売業
ク	小分類番号	536	再生資源卸売業

(3) 公害の原因となる施設の種類及び規模並びに事業活動に伴い排出される
公害の原因となる物質の量及び質

ア 大気汚染

(ア) 燃料及び原料（いおう酸化物及びばいじんを除く大気汚染物質排出の
要因となるもの。）

1日あたり5,000リットル以上の燃料及び原料（重油以外の燃料
及び原料は重油にエネルギー換算する）を使用する工場又は事業場

(イ) いおう酸化物

年間30トン以上のいおう酸化物を排出する工場又は事業場

(ウ) ばいじん

大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設を有し、それから排出するば
いじん量が1時間あたり2.25キログラム以上の工場又は事業場

(エ) 粉じん

原材料の野外置場、ノロ処理場等の面積が25,000平方メートル
以上の工場又は事業場

イ 騒音

騒音規制法に基づく特定施設の原動機の出力総計が1,000キロワ
ット以上の工場又は事業場

3 公害防止事業費（管理費）の額

緑地の管理費用は樹木の生育との関係が深いことから、除草・施肥・病害
虫防除等にわたる管理作業の事業量について検討した結果、各年度における
管理費は次のとおりとする。

平成28年度 1,928万2千円以内

平成29年度 1,928万2千円以内

平成30年度 1,928万2千円以内

4 負担総額及びその算定基礎

管理費の負担については、国・県の補助制度がなく直接市民の負担につながることを、市が管理費の低減に最大の努力を払うこと等を考慮したうえで、現時点では事業者と市民が共同の立場で負担すべきが妥当であるとし、事業者の負担を公害防止事業費（管理費）の2分の1とし、その負担金額は次のとおりとする。

平成28年度 964万1千円以内

平成29年度 964万1千円以内

平成30年度 964万1千円以内

5 公害防止事業の実施に必要な事項

事業者ごとの負担割合の算定にあたっては、活動状況の把握を毎年度行い、前年度の活動状況に応じて現年度の負担割合を算定することとする。

なお、年度途中で操業が開始された場合は、操業年度内の活動状況に応じて翌年度から管理費の負担を負うものとする。

また、操業が終了された場合は、翌年度以降の管理費の負担を負わないものとし、その他の事項については、別途協議して定めるものとする。

審議経過

平成27年7月24日

諮問第1号により公害防止事業に係る管理費の事業者負担について、姫路市長から諮問を受ける。

家永 善文、浦上 文男、桐野 太一、通山 由美、中澤 卓生、中瀬 勲、西村 正喜、福岡 弘崇、藤田 美知枝、山村 充 の各委員をもって浜手緑地委員会を設置し、審議を付託。

家永 善文委員を浜手緑地委員会委員長に選任。

平成27年7月24日

浜手緑地委員会を開催し、諮問事項を審議。

平成27年10月7日

浜手緑地委員会を開催し、現地を視察するとともに、諮問事項を審議。

平成27年11月12日

審議会を開催し、浜手緑地委員会報告を踏まえて審議。

平成27年11月12日

諮問第1号の公害防止事業に係る管理費の事業者負担について答申。

姫路市環境審議会名簿

会 長	中 瀬	勲	兵庫県立大学名誉教授
副会長	藤 井	正 隆	姫路商工会議所ものづくり委員会委員長
委 員	足 立	昌 子	神戸薬科大学理事
委 員	家 永	善 文	元姫路科学館館長
委 員	岩 田	稔 恵	姫路市連合婦人会会長
委 員	浦 上	文 男	一般社団法人姫路薬剤師会会長
委 員	大 野	幸 一	姫路市連合自治会会長
委 員	小 河	晶 子	近大姫路大学教授
委 員	川 崎	志 保	兵庫県弁護士会姫路支部
委 員	桐 野	太 一	連合兵庫姫路地域協議会副議長
委 員	杉 江	他 曾 宏	兵庫県立大学名誉教授
委 員	通 山	由 美	姫路獨協大学教授
委 員	中 澤	卓 生	姫路市漁業協同組合代表理事組合長
委 員	西 村	正 喜	姫路獨協大学准教授
委 員	福 岡	弘 崇	公益社団法人姫路青年会議所副理事長
委 員	藤 田	美 知 枝	近大姫路大学教授
委 員	寶 角	幸 彦	姫路経営者協会副会長
委 員	山 村	充	兵庫県立大学教授
委 員	山 本	一 郎	一般社団法人姫路市医師会副会長

(五十音順・敬称略)